西成区「あいりん地域のまちづくり」　第３９回労働施設検討会議　議事概要（案）

１　日　時　　平成３１年３月１８日（月）　午後７時０５分～午後９時００分

２　場　所　　西成区役所　４階　４－８会議室

３　出席者

（有識者４名）

福原大阪市立大学大学院経済学研究科教授

寺川近畿大学建築学部建築学科准教授

ありむら釜ケ崎のまち再生フォーラム事務局長

白波瀬桃山学院大学社会学部准教授

（行政機関１８名）

大阪労働局　大久保会計課長補佐、宮田職業対策課長補佐、ほか２名

大阪府商工労働部雇用推進室労政課　地村参事、中村課長補佐、ほか７名

西成区役所事業調整課　安間課長、室田課長代理、狩谷係長、ほか２名

（地域メンバー１４名）

川村萩之茶屋第２町会長

茂山萩之茶屋第９町会長

田中萩之茶屋社会福祉協議会会長・萩之茶屋第５町会長

松繁釜ヶ崎資料センター

山田ＮＰＯ法人釜ヶ崎支援機構理事長

村井西成区商店会連盟会長

山田ＮＰＯ法人サポーティブハウス連絡協議会代表理事

中島公益財団法人西成労働福祉センター業務執行理事

荘保わが町にしなり子育てネット代表

森下釜ヶ崎キリスト教協友会共同代表（代理）

本田釜ヶ崎反失業連絡会共同代表

山中釜ヶ崎日雇労働組合委員長

野崎全日本港湾労働組合関西地方本部建設支部西成分会代表

稲垣釜ヶ崎地域合同労働組合執行委員長

４　議　題

・本移転施設の配置の検討について

５　議事

（→：ご意見等、有：有識者、国：大阪労働局、府：大阪府、区：西成区役所、

セ：西成労働福祉センター）

府　定刻となりましたので、ただいまから第３９回労働施設検討会議を始めさせていただきます。本日は年の瀬のお忙しい中、夜間にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

府　皆さんこんばんは、早いもので今年度最後の会議を開催させていただきます。この間約４年近くでございますけれども、まちづくり会議が設置されて以降、本日労働施設検討会議は３９回を迎えさせていただいております。皆様方には毎回お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。お陰様で西成労働福祉センター、あいりん職安、それぞれ事務所が高架下で、センターの方は一部でございますが、職安も無事に移転させていただきました。皆様方に対しまして御礼申し上げます。ただ、センターにつきましては駐車場工事も行っておりまして、４月１日からの本格稼働ということでございますけれども、本日お配りしております資料にありますとおり、センターの方の新しい職業紹介の仕方もご説明もさせていただきたいと考えております。引き続きこれからも労働施設検討会議の方にご協力賜りますよう、改めてお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども冒頭のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

有　平成３０年度の最後の会議ということになりました。この１年、本移転施設のゾーニングをテーマとしつつ、一方で仮移転を順調に進めるに当たっての課題を皆さんたちにいろいろとご意見を伺いながら進めて来たところです。既に仮移転施設の方には、あいりん職安さん、そして西成労働福祉センターさんいずれも３月１１日から事務部門についてのみですが、運用の方を始めております。あと駐車場の工事が若干残っておりますが、それが終われば仮移転の体制が整うということになるかと思います。いずれにしろ、さらに先の本移転ということを見据えて、皆さんたちと一緒に、今後も議論、検討をして行きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。前回の議論において、特に仮移転施設への移行に伴ういくつかの課題について、いろいろとご意見をいただきました。１つは４月以降の日曜祝日の求職者対応、待合の場所やトイレなどをどうするんだという話だったかと思います。２つ目が新たな職業紹介の取組みということで、西成労働福祉センターを中心とした職業紹介の取組みについて、いくつかの疑問、質問をいただきました。そういったことについて引き続き、各担当部署から報告いただいて、皆さん方とともに理解を深めて行きたいと思っております。それから３つ目には本移転施設のゾーニングということですが、当初、南北２つの案について皆さん方議論を深めて行きましたが、その後東側の配置案というのも出て来ました。そういう意味で現地点では、３つのゾーニング案が出ております。そういったものの取りまとめに向けて検討して行きたいと思っております。あと直近の課題として、３月３１日の現センターの閉鎖を目前に控えて、皆さん方とともに不安のない形で速やかに閉鎖できるよう協力をお願いして行きたいと思います。よろしくお願いいたします。

→　私は協力できませんけど。

有　それでは次に、前回会議の振り返りを行っていきたいと思います。お手元にお配りしております第３８回労働施設検討会議議事要旨案の裏側を見てください。（３）主なご意見と今後の対応という見出しのあるところですが、あとの議論を大事にしたいので、かいつまんで前回の意見を振り返っておきたいと思います。まず１つ目、労働課題の検討で日曜祝日の求職者対応についてということでの意見、ここに４つあります。土日祝の求人活動に伴う必要なものということで、待合の場所ということと、トイレの確保は絶対必要だというご意見をいただいたところかと思います。２つ目には、相対という直接募集に対する国の責務ということで、西成労働福祉センターだけに相対という直接募集の責任を負わせるのではなくて、国もきちんと責任を取る態度を示すべきだという話だったかと思います。それから３つ目には、土日祝の求人活動に対応するトイレの開放、特にあいりん職安さんのところを中心にトイレをどうするんだ、あるいはそちらが使えないのであれば、労働センターの１階を開けるべきではないかという、非常に厳しいご意見をいただいたかと思います。４つ目には、仮移転施設にないインフラということで、ここには売店、シャワー、水飲み場等々いろいろありましたが、これをどうするんだというご意見もいただきました。次に行きますが、大きな見出しの２つ目、労働課題の検討の新たな職業紹介の取組みについてということでいただいたご意見ですが、あとで西成労働福祉センターさんの方から説明していただこうと思っておりますので、ここについては読み上げだけにして行きます。紹介数のカウント、要は紹介票の数だけでは非常に少なくなるという風な話があったり、紹介票の配付方法について、窓口で渡すという方法と駐車場のところをどうするんだということで、いくつか難しい課題があるだろうというご指摘をいただきました。３つ目にプラカードの必要性ということですが、新しい紹介の方法には相当無理があるので、従来のようなプラカードをきちっと明示してもらうのが良いのではないかというご意見だったかと思います。それから西成労働福祉センターの新しいところではモニターによる全求人情報を掲示するという風なお話がありましたが、そうであればモニターとプラカードの両方を使った方がいいのではないかというご意見もいただきました。さらにプラカード廃止のデメリットもいろいろあるのではないかという議論を皆さんからいただきました。特に業者にとっては馴染みがないのでなかなか上手く行かないのではないかという風なご意見などがあったかと思います。それから職員が介在する職業紹介、これによって求人者がきちっとした労働条件を明示してもらうという風なことだった訳ですが、これもなかなか難しいのではないかという風なご意見。最後に新たな職業紹介の影響ということで、業者が逃げて行きはしないかというご心配もいただきました。これらについて、あとで西成労働福祉センターさん、大阪府さんから報告をお願いしたいと思います。次、大きな３つ目ですが、本移転施設の配置の検討について、先ほども言いましたが、以前は南北２つの案を出して、東案というものもいただいていたので、それについて検討したということですね。ここには東側配置による交通利用調査の必要性、車が地域を周回する形になるのですが、どういう配置によって上手く流れるのかという話。そしてまた、駐車スペースをどこに確保するのかということで、ご意見をいただきました。そして前回のまとめとしては、その下にある今後の対応ということで、日曜祝日については、トイレ、水飲み場など、少し工夫ができるかも含めて検討いただこうということになりました。新たな職業紹介については、より丁寧に移行できるように、さらに工夫を図って欲しいということだったかと思います。そして本移転施設の配置については、南北東という３つの案を踏まえて候補化して行くという形で、さらに議論を深めて行こうということになりました。今日はこれら３つについて、いずれも議論を深めて行こうという風に考えております。次第の方には本移転施設の配置ということしか挙がっておりませんが、まず、１つ目には今お話した日曜祝日の求職者対応についてということで議論して行きたいと思います。もう一度確認しておきますが、前回の会議では平日については、早朝５時から８時半まであいりん職安の待合室を開庁するという方向で、日曜祝日については、引き続き検討というところまででした。２つ目には日祝日における求人活動の実態を踏まえ、求職場所の維持管理を求めたいという話でした。これらの意見を踏まえて、大阪労働局さんに検討していただいた結果をご報告いただきたいと思います。

国　前回会議の場で平日朝５時から８時半の開庁というのは報告させていただいて、土日祝に関して、また協議をして行くということで報告させていただきました。その後いろいろ調整もさせていただいて何とか土日祝についても、開庁ができる方向で調整が付きましたので、ここで報告をさせていただきたいと思います。実際４月から開けるための準備をさせていただいているというところです。

有　はい、そういう報告ということですが、何か質問あれば出していただきたいと思います。

→　土日祝も朝５時から夕方５時までということですか。

国　はい、そうです。

有　日曜祝日のあいりん職安の待合所の開く時間は、朝５時から夕方の５時ということですね。

国　はい、トイレも繋がっております。

有　トイレの数はいくつでしたかね。

国　待合室だけですと、個室が６つ、小の便器が６つです。

有　こういうようなことだそうです。

→　結構なご報告だと思いますけれども、開ける方向で決まっているということですが、ただ４月１日でなく、５月１日だということになりませんか。

国　そこはないです。４月に間に合うように調整しており、土日祝ということになると実際には４月６日になりますが、そこに間に合うように今調整していますので。

→　今の報告は良かったと思いますが、開けるが開けたけれどもトイレの数が足らないまま、そして居場所の空間が十分なんだろうかという不安はまだ残っている訳でしょ。それに対する対処の方法、例えばトイレについては、仮設トイレを道に並べるとか、そういう方策も併せて考えていますか。

有　ここについては、労働施設についての議論なので紹介はしていませんが、新萩の森について別途公園検討会議の方で上手に使えるように議論していただいているところです。そしておっしゃるような心配はもっともなことだと思います。我々もそこの部分を非常に懸念していて、４月１日より新萩の森を何らかの形で使えるようにして行こうということで、公園検討会議の中に新萩の森活用についてのワーキングチームを作って、間に合うように議論を進めていただいています。もちろんこれには区役所さんとも一緒に進めながら、という流れです。

→　間に合っているのですか。

有　間に合っているのですかと言われると困るのですが、公園検討会議は３月２５日にワーキングがありますので、ワーキングの座長に少しお話をしていただきたいと思います。

有　はい、先ほど公園部会の話が出ましたが、新萩の森に関しては、この間公園部会の中にワーキングを作りまして、次の３回目のワーキングを行い、３月２８日の公園検討会議で最終どこまでいけるか、どういう整備をするかということについて、確定しましょうということになっています。一応公園部会においては、ワーキングの決定を事後報告になりますが、お願いしましょうということで承認を受けているということです。ただし、今の現状から言うと、あの新萩の森７００平米くらいありますが、テントを３張り、仮設のトイレが２基ぐらいでね。

区　はい。

有　あと椅子を置くぐらいで、区役所の持っているものでできるという風には聞いています。その後どういう風に進めて行くのかは、今度のワーキングで決めて行くということが確定しているということです。

→　テントって十分広いテントですか。

有　２軒掛ける３軒のものなので、そこまで大きいものではないのかも知れませんね。

有　ただ、４月１日にそういうものを置いたとして、それがずっとそのままということでは決してないので、それは取りあえずの応急措置、緊急の措置として、最初はそういう形で使おうとしますが、その後順次施設をきちっと整えて行こうという流れです。

→　それって、どう考えても小さいような気がしてしょうがないのですが。自分もワーキングチームの中に入れてもらっているのですが、それでは小さすぎる気がしますね。今日は大阪市さんが役目を終えて来てないですが、シェルターは８時半まで延長ということになりましたけれども、外部の人たちがシェルターに入れないじゃないですか。そのことについては、大阪市さんは入れないと言っていますが、その方たちをちゃんと入れていただかないといけないのではないですか。それだけでもだいぶ違うと思うのですが。

有　それっていうのはトイレの利用のことですか。

→　トイレとか、居場所を利用させってもらった方がいいんじゃないですか。そうしないとやっぱり足りないのではないかと思います。

有　福祉局さんとのやり取りというのは、今承知しておりますが、それ以上のことについては、議論する場面がなかったので、詰めてはいないんですよね。ただ、個別にそういう要求があるというのは私も認識はしているので、我々としても開けていただくようにお話はして行きたいと思います。

→　もうこの時期じゃないですか。今決めないとどうしようもないですよ。

→　センターあと２年置いとく言うんやから、シャッター開けて置いといたらいいやん。いろいろ考えることないがな。今のセンター使ったらいいがな。これは私の意見です。

有　先ほどの話ですが、シェルターを延長するに当たっての人件費など、追加で発生する分については大阪市さんと議論されているのですか。そこはどういう風になっているのですか。

→　延長することについては、話が付いているのではないですかね。ただ、シェルターを延長することと、シェルターに付随している居場所棟のところに朝から入って、トイレを使ったりできるかできないか、あるいはそこで休んだりできるかできないかというのは別の問題ですからね。シェルター利用者だけの問題であれば、８時半までシェルター延長というのは、他の施設が開くまで間利用できるようにはなったんですけれども。

府　今いただきましたご意見につきましては、方々大阪市の福祉局さんの方に私ども事務局から明日にでもお伝えさせていただきます。

→　そうしないと、外でこういう風なビラをもらいましたけど、対策が不十分ではないかという内容が書かれていましたけど。それ以外に分からないことも書いてありましたが。

→　分からないことないよ。無茶言うたらあかん。ちゃんと喋ったれ、文書の中身。

→　危ないところに労働者を入れるなんて、何考えているんだ。

→　どこが危ないねん。

府　今頂戴いたしましたご意見につきましては、方々私の方から明日こういうご意見をいただいたということで、お考えいただくよう至急連絡させていただきます。

→　ここへ出て来ていただいているものだと思って来たんだけれども。もう引いちゃってるからね。それと萩の森については、せっかく緊急対策用にと開けていただいて、それ自体はいいのですが、そこにテント３張りで、４月１日からはトイレ２つだなんて話にならないでしょ。せっかく勝ち取っていただいたのに、こんなのではそこが全然使い物にならないじゃないですか。

有　テント３張りというのは、今区役所さんが所有しているのが３張りという、こういう理解でいいですか。

区　はい。

→　じゃ、それ以外にどうするのか。それが出て来てないじゃないですか。この時点で出て来ていなくて、それ以外にもするという話をするのはおかしいんじゃないですか。やっぱりそういう手立てをどうするのかというのが、全然入っていないのが。ワーキングでもそういう話になっていない訳だから。

有　おっしゃるのは、どういう管理をするのかというのがセットになってくると思います。今の予算も含めて、要請のスケジュール的にも厳しいところは聞いていますけれども。ただし、せっかくの予算なので早い段階でそれを使えるようにして行くということですよね。

→　１ついいですか。予算の問題、予算の問題と言われていますが、緊急対策としてやらないといけないというよりは、既に昨年の段階でこんなことは明らかに分かっていたことじゃないですか。有識者会議でも、この会議の中でも現センターに居場所機能があると言っていて、その機能をどうするのかという話はあって然るべきだった訳でしょ。でもそれが抜けて今年になってから、我々もその議論を大きくして言ってきたんだけれども、それを今になって予算がと。本当に予算というものが緊急対策というものにも使えないものなんですか。そこら辺を直近聞いてみたいですね。大阪市、大阪府、国は精一杯開けてくれたからいいのかな。国が独自に予算化しているのかは知りませんがね。あと西成区とそこら辺りどうなっているのか。きちんとシャッターを閉めないと、占拠すると呼びかけている人たちもいる訳だから、そういうことをわざわざ招くようなことはしない方がいいんじゃないですか。

有　おっしゃる通りです。区役所さんの方で何か説明いただけるようなことがあればお願いしたいと思いますが。

区　補足ということではないのですけれども、ワーキングの中ではトイレのこと、テント、そして椅子を置きますということを申し上げました。あと水道とか電気とか、水洗化して欲しいという意見はいただいておりますけれども、来年度の予算をどのように使って行くかということについては、これかということでございます。とにかく地域でいろんな意見をいただいておりますので、これから検討させていただきます。

→　４月１日にどうするかということについて、話を聞かせてくださいよ。

→　だから１つの案として、今日は自立支援課が来てないじゃないですか。そっちの方の運営上の問題として、シェルターの利用者しかトイレを使わせないというのではなくて、公衆便所機能として、運営上利用者を認めるぐらいのことは運営を任されている方で詰めたらいいんじゃないの。

→　任されている方がそういうことを言っても、雇い主である大阪市が駄目だと言ったら、駄目になるじゃないですか。

→　大阪市の職員が毎日来ていないから見えない。

有　黙認するという話をいただけたらいいという話ですか。

府　私どもの方でただいまいただきましたご意見については、予算を確実にというところまではどうか分かりませんが、切実な問題への対応ということで、しっかりとお伝えさせていただくようにさせていただきます。

→　区役所さんの答えを聞いていて、今検討しているところですとおっしゃっていたんですけれども、検討するのは当たり前のことで、いつまでにというか、４月１日までに間に合うのかどうか。それもものすごく大事なファクターですよ。

区　４月１日に向けては、最低限使えるように雨除けとなるテント、それから椅子と仮設のトイレを置かしていただくということになります。

→　そんなのでは足りないのが目に見えているじゃない。ただ普通に健康な人でも年をとってくるがために、トイレが我慢できないという人もいるんです。例えば私もそうです。そういう人が３人、４人並んだら、トイレ以外のところでもＯＫですということと同じになりますよ。だからその辺までもっと危機感を持って、予算なり今は取れなくても先行で投資しておいて、これだけ掛かりましたということで、ごめんなさいも含めて持って行くぐらいの気構えがないと、労働センター移転の問題は解決しませんよ。

区　先ほど大阪労働局さんの方から、休日もあいりん職安の待合のトイレも使えるようになったというようなご報告をいただきましたので、私どもとしても地域の環境が悪くならないようにと非常に心配していたところですので、ありがたいと思っているところです。

→　それでもトイレは２つじゃ足りない。

区　萩の森の予定地は元々は小学校に合った緑をもう一度作るんだということで、地域のいろんな方の憩いの場として使えるように、これから議論を進めて行きますので、その中でトイレの話も。

→　だからそれは先の話でしょ。

→　そうそう。それが気になる訳。

→　それはもちろん、そうやって行かなければいけないのでね。でもそれは先の話じゃないですか。そもそもこの会議の中で、１月の終わりにはちゃんと答えを出しますと言ってたんでしょ。

区　そこは申し訳ないのですが、４月までのことについては、先生からのワーキングでの話のとおりでありまして、それは数が不足しているという皆さんのご意見を踏まえて、しっかりとやって行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

有　今の話をずっと続けてもなかなか進まないと思いますので確認しておきたいのですが、新しい労働福祉センター、新しいあいりん職安でトイレが何基あるのか。それから萩の森にトイレが２基できるということですけれども、トータルの数というのを先ず共有しておきたいと思います。そしてそれで足りるのか足りないのか、足りないのであれば、あと何基必要なのかとか、その辺りはどう考えていらっしゃいますか。

府　私の方から数の方をご報告させていただきます。平日ですけれども、朝５時からセンター、職安ともに開いているという状態で、大が１４基、小が１３基ございます。因みに今のセンターは大が３０基、小が５０基です。当時３，５００人規模のときにです。そして休日ですけれども、今回国の方で開けていただけるということになりましたので、大が６基、小が６基ということになります。

→　数合わせじゃなくて、１か所にどれだけあるかということが大事なやんか。バラバラにあるということは話にならへんやんか。

府　少しでも近いところをお使いいただけたらと思います。この度はそこはご理解いただきたいと思います。

→　コンビニのトイレを利用しなさいと言うことと一緒やで、あなたの言っているのは。

府　取りあえず以上です。

有　はい、たくさんある方がもちろん望ましいのですが、空間的にもなかなか狭いところなので、そこまでできませんけれども、取りあえず今はそれくらいの数になっているということですね。それらを踏まえて新萩の森で２基ということですけれども、４月１日にどういう状態で迎えられるか正直不安でありますが、その状況をしっかりと把握したうえで、早急に追加の措置が必要ということであれば、それに対応できるようなことを検討していただきたいという風に思うところです。よろしいですかね。あと福祉局さんが管理しているシェルターの利用については、事務局さんの方から申し入れしていただいて、シェルターの利用者以外にも自由にトイレについては利用できるというところまで、努力していただければという風に思っております。はい、ありがとうございます。

有　追加で重要な情報ですけれども、この間センターにいらっしゃる野宿されている方々に対して、昨年の秋ぐらいから大阪市の福祉局の方が声掛けをして意向確認というのをされています。そして必要に応じて生活保護に繋げていくなどの措置を続けていますが、これもまた３月末に閉まるということで、さらに声掛けを強化して行くということを聞いていますので、今いらっしゃる方がそのまま居続けるかどうかというのは、その前提で考えなくていいのかということは思いますね。

→　その人がいなくなっても、また新しい人が来るよ。何言ってるの。

有　いずれにしろ、そういった対策は講じているということについて、確認はしておきたかった訳です。

→　その場限りのことやって、その場しのぎのことやってたらあかんがな。

有　この地域に新たにやって来た人に対しても、きちんと支援に繋がるように行政の方で動いて行く、そこは福祉局さんもきちんと対応するという話は以前されていたので、やっていただけるだろうと確信しております。とは言っても、きちっと点検しながら問題があればその都度要望して行きたいと思っているところです。

→　この会議は３月３１日まででは、これで終わりじゃないでか。今までの成果というのはどうなっているのですか。その声掛けをしてきた成果というのは。

有　福祉局さんの方でですか。

府　もし今時点でその情報が分かるものがございましたら、ご報告いただけましたらありがたいのですが。

区　２月に集中的に５日間声掛けをさせていただきまして、居宅移行いただき、野宿状態でなくなった方は７名いらっしゃいます。内数として居宅保護に移られた方が４名、ご入院という形になられた方が２名、生活保護以外に移行された方が１名でございます。

→　全体で何人おった。

区　大体３０名ぐらいですね。

→　また新しい人来てるやろ。

区　来ていません。

→　上で寝てるやろ。

区　来ていません。よかったら紹介してください。そこへ行きますので。

→　いや紹介しません。そんな狩りこみには。

区　お願いします。

→　狩りこみには紹介しません。

区　狩りこみって何ですか。

→　狩りこみやろがあんた。

区　止めた方がいいですか。

→　止めた方がええわ。

区　何でですか。

→　だってあそこにあんた分館があるやろ、あそこでやってたらええだけの話やん。

区　ちょっと意味が解らないですが。

→　普段やってないから野宿してるやん。

区　分館に来てくれないから僕らは回ってるんです。

→　今の時だけやって。

有　どちらにしても丁寧に支援につなげるように、これまでも成果を上げていただいているのでそれを引き続きやっていただければと思います。どうもありがとうございました。

　　ではもう１つ前回に、残った大きな課題、新たな職業紹介の取り組み、西成労働福祉センターさんの紹介票の配布の方法や、あるいはプラカードを廃止することについての不安とか、そういうご意見いただきました。そういったものを踏まえて西成労働福祉センターさんの方で再検討し、新たに今日具体的な案として考えていただいたので、それをご報告お願いしたいと思います。よろしくお願いします。

セ　現在２月２１日の検討会議におきまして、仮事務所の駐車場で行われる求人につきまして、事業所から紹介票の控えを交付するという風にご説明申し上げましたけれども、委員の方から紹介票はセンターが交付するものであって事業所が交付するものではないという意見をいただきました。

有　これが資料ですのでこれを見ながらお話を聞いていただきたいと思います。

セ　このご意見を受けまして、国、大阪府とも相談し検討した結果、駐車場におきまして事業所から交付していただくのは紹介票の控えではなく、求人票の控えとすることに変更することといたしました。その他に前回の検討会議におきましてご質問等いただきました事と併せまして、今の資料も見ていただきながら当センターの紹介課長の方から４月以降の仮事務所におきます早朝紹介について説明させていただきます。

セ　よろしくお願いします。前回いただきましたご意見、ご質問に極力しっかりお答えしていければなと思っております。まずは大変ご心配いただいております青空労働市場に戻るのではないか、事業所さんが逃げていくのではないかといったようなご意見、ご心配ですけれども、基本的に早朝の職業紹介に対する基本姿勢というところでは、少なくとも現行の状況を維持して決して後退させていけないと考えております。そのことを前提に新たな取り組みや試行錯誤を重ねまして皆様からのご意見をいただきながら本移転に繋げていきたいと考えているところです。また相対求人につきましては、契約、現金、こちらの方は対応が異なりますので区別をしていただいたご議論をしていただきたいということです。まず、契約求人については、この間１階の寄り場に求人の森を設置しまして取組みを強化してまいりました。その結果ですね、求人申し込みをしていただいたほぼ全ての求人について掲示ができるところまで事業所さんの方からご協力を得るところまで来ております。仮移転事務所ではですね、この成果を基にしたモニターを活用した就労支援システムへと発展させていきたいという風に考えております。同時に６時半以降現金求人の募集を行う事業所さんは順次帰って行かれますので、駐車スペースの空きも増えると見込んでおります。その意味では仮事務所の事務所内で面談を行っていただきまして紹介票の発行ができるよう事業所の協力を得ていきたいという風に考えております。また、空き情報などもしっかり提供しまして、周辺で現在行っておられる事業所さんにつきましても駐車スペースへの誘導が図られるのではないか、その働きかけをしっかりやっていきたいと考えております。今年１月の契約求人の紹介は５８５件でした。１日平均で換算しますと、１日平均２７件の紹介票交付となります。すぐにはその数字までには行かないと思うのですが、できる限り近づけていくことを進めていきたいと考えております。４月以降相対契約求人につきましてはプラカードを介した方式から窓口紹介へ移行をさせていただきたいと考えております。次に現金求人についてです。短時間に大量の募集を行う必要性というのは現在も継続しておると認識しております。求人の森の取組みと同じように進めてきてはおりますけれども、ご承知のように現金求人につきましてはプラカードの掲示が非常に少なく、なかなかご協力が得られていないという実情が今のところございます。結果ですね、労働条件の明示が不十分になっております。事業所さんの方のご意見といたしましては、例えば５人の募集に対して１０人が仕事が無いかとお越しになった時に対応が非常にきついというようなことで、なかなかプラカードを上げることができないというようなお声もいただいております。もう１つはですね、プラカード方式のいわゆるデメリットということにつきましては、今申し上げましたように労働条件の明示が求人担当者のご判断に左右されるというところが非常に大きな問題点という風に認識しております。そうした中、仮移転事務所前で新たに今回駐車スペースの管理を私どもの方で担うということを予定しておりまして、これをいかに現金求人の労働条件明示がよりしっかりしたものにならないのかということが検討の出発点ということになりました。現金求人につきましても仮移転事務所ではモニターを活用した就労支援システムに結び付けて紹介票を発行していきます。またですね、先ほど申し上げた一つのきっかけととらえる中で事業所に労働条件明示に協力いただく何らかの手立てがないかというところを深めまして、今回申し上げましたように事業所の求人募集をサポートするためにプラカードに代えまして、新たに求人票の控えの原本をお渡しするということと、それの半分のサイズのＡ５判の求人票の控えを活用いただいて労働者の手元に行き渡るようにさせていただければという風に考えております。現金求人につきましては紹介票の発行と求人募集のサポートということを同時に進めていきたいという風に考えております。もう１つは現金求人のボリュームについてです。１つはどういった４月１日以降のイメージになるのか、という具体的なイメージになりますけれども、長年寄り場を利用されてきた求人担当者の駐車スペースというのは大体今のところ約２８台前後で現在の寄り場を利用されている事業所さんの求人担当者の停める駐車スペースはなんとか確保できるのかなと考えております。併せてそれ以外に送迎用の車をもってお越しになりますので、その車が１５台前後、これがシャッターの閉まりました軒下の所に一時停止という形で停車されるのではないかという風な予測をしております。もう１つはですね、この間座談会等を開催いたしまして事業所さんの方からいろいろとお話を聞きますと、労働者の奪い合いになるトラブルの懸念が一番大きいという風に伺っております。空き情報の提供を呼びかけて行くんですけれども仮移転事務所前の先ほど申し上げました利用規模と同程度のものが周辺地域に留まったままにならざるを得ないのではないかという予想を立てております。業者数でいうと３２社４７台前後が周辺スペースに留まらざるを得ないのかなという予測でございます。それから日雇雇用保険を更新して求人募集を行っていただいた数字を４月１日以降は求人数ということにしています。現在１日平均１，０００人前後なんですけれども、だいたい８００人前後になる見込みです。２００の差は何かと申しますと募集には来ておりますけれども、雇用保険の印紙を更新できない事業所様の数になりまして、こちらの２００という数は事業所の指導数という形で今後は計上していきたいと思っております。それと紹介数の問題ですが、紹介数につきましては事務所内で紹介票を交付した数字を紹介数と考えていきます。駐車スペース及び周辺での求人募集による充足数とは区別をして計上してまいりたいと思っております。先ほど申し上げました求人数８００に対しまして紹介数イコール紹介票の発行数はスタート当初は約６０程度を見込んでおります。併せて駐車スペース及び周辺での充足数というのは６００ぐらいという予想です。８００の求人数に対しまして紹介数は６０、充足数は６００ということになりますが残りの差につきましては、基本的には求人申し込みをいただいたけれどもその後の報告がいただけないとか、たまにしかお見えにならないといったところでその差が生まれてまいるのではないかと考えております。以上、ボリュームについて申し上げましたけれども、４年から６年の仮移転期間を通じまして紹介票の発行割合を徐々に増やしていく取組みを考えております。そこの大きなポイントはやはり求職者登録をいかに地道にしっかりと取り組んでいくか、それによりましては本移転の職業紹介のあり方のご議論にも影響してくるのではないかと、その意味で求職者登録の積極的な促進につきましても力を入れていきたいなと思っております。

　　もう１点ですね、土曜日の午後、及び日祝日の労働条件の明示ですけれども、先ほど申しました外部モニターによる情報提供とＡ４版の求人票の控え、それから半分に折りました縮小版の求人票の控えを活用していただく中で、しっかりした労働条件明示を事業所さんの方にご依頼していくという形で考えております。また、いまご説明申し上げた点は、４月以降、試行的に実施していきたいと思っております。その後の状況を、私たちもしっかり見ていきますけれども、各方面からのご意見もいただきながら、必要であれば修正を加えていきたいと考えております。ご報告としては以上でございます。

有　ありがとうございます。

→　現センターとガード下に移っていく間の道路、危険ですよね、横断歩道も歩道もないね。あそこ小中一貫校の小学生、中学生も横通ってガード下行くよ、横断歩道もないやん。職安の方はあるけど。どないすんねんな、労働者の安心安全、歩行者の安心安全、どう確保すんの。

府　今のご意見につきましては、現在もそうですけれども、安全確保に向けたガードマンさんの配置というものを以前もご報告したかと思いますけれども、さらにこの春からは人も、一日べったりと配置させていただくことで、少しでも安全確保に努めたいと思っておりますので、それはご理解をいただきたいと思います。

→　横断歩道は作らないの、歩道ないでしょあそこ、西側も東側も。

府　それにつきましては、改めて警察さんなどとのお話になるかと思いますので、引き続き、少しでも安全確保に向けた取り組みを進めさせていただきますので、現時点ではこうしますという具体的なものございませんけれども、引き続き協議はさせていただきたいと思います。

→　西成警察にもちゃんと言うて、歩道を作るように、話しなさいよ。

府　言わせていただきます、ありがとうございます。

有　それはおっしゃるとおり、歩道があった方がいいですよね。そういう意味では、きちんと警察にお願いして欲しいなと私も思います。一方でガードマンさんの数を増やすことでも対応していただくということで、この両方があれば万全かなという風に思います。あと他にご質問、ご意見ありますでしょうか。

→　現金紹介どうすると言ったの。業者は、いちいち現金相対でひかない、全部センターの窓口を通してということ。

セ　いえ、１つは紹介状の発行、これは事務所内でご協力いただけるところがしていただく。もう１つは、駐車場前なり周辺では、プラカードに代えて求人票の控えをお渡しいただくことで、より詳細な労働条件明示になります。今までは紹介票の控えという表現にしていましたけれども、それは確認を取りますと求人者が行う行為ですので、求人票の控えということになるだろうと。

→　業者が直接募集して、雇い入れることになった人については求人票の控えを渡すという形ね。それと従来通りのセンターの窓口での紹介もある訳やね。その時は窓口で紹介票を渡すということやね。

有　数で言うと、６０はセンターの窓口で直接紹介票を渡して仕事の紹介をするということ。駐車場と周辺が合計したら６００という理解ですよね。その時は求人票の控えを渡して、車にはＡ４版の労働条件明示したものを置いて。掲げていいんですよね、プラカードではないですが。Ａ４版ですよね。

セ　お手元にお渡しするのはＡ５版で、受理した時にお渡しするのがＡ４版のものです。

有　受理したときはＡ４版ですね。

→　それを車に掲示、というのではないけど。

セ　ご説明用資料として、しっかりと活用いただくようにお願いしていきたいと思っています。

→　だからプラカードは止める、求人票の表示も求めない、ただ説明する時に求人票を見せて説明しなさいよ、とおっしゃっているのかな。求人数は、現金は今１，０００人くらいで把握してるけど、８００くらいになるでしょ。そのうち、センター前の駐車場に停まって、紹介票渡して確実に把握できるのが、６０ぐらいでしょうねということやね。後は野となれ山となれと。

有　とりあえず当初はね。

→　求人票を貼り出すことと、求人票の控えを本人に渡すのとは矛盾しないじゃない。だから今までのプラカードで明示していたのが一番分かるよね、みんなの目にも。これ止めさす理由というのがよく分からない。どういうことで止めさすの。

セ　ご承知のように今挙がってるのはすべて契約のプラカードなんですね、契約のプラカードというのは仮移転先に行きますと、基本的には中に入ってご理解いただけるところまで熟してきているなと思っています。ただ現金につきましては、残念なことなんですが、朝回っていただいても、ほとんどの事業所さんがご掲示いただけていないのが実情なんです。いわゆる担当者の方々においては駐車場の確保というのが一番の関心事でして、第一優先とされておりますので、駐車場の確保と同時に、求人票の控えをとにかく渡してくださいと協力を取り付けるということをしないと、今の現金の労働条件明示というのがなかなかこれ以上進んでいかないなという思いがあります。

→　現金の労働条件の明示というのは、看板で車のところに出しているのが明示だよ。ただ誰彼なく雇いたくないという意向もあるからね。そんなのを反映して、現金の求人の看板を出してない。つまり顔付けでいい人だけを釣っていきたいから、だから現金の求人を出さない訳よ。それをより促進するというか追認する、補完する形で現金の看板を出さなくていいでしょという方法にする訳なの。言い方を変えたらそういうことかな。

セ　駐車スペースにおきましては、少なくともご利用いただくのと同時に必ず求人票の控えをお渡しくださいねというのを今回、利用の要件のセットにしていることなんです。

→　それはそれで渡してあげたらいいよ。でもより公に、現金の看板出してもらう方がいいでしょ。出せる人はね。出したらあかんいうことじゃないでしょ。だからそれをあえて止めさすということは必要ないんじゃないかなと思うんだけどね。ただ会社の都合で、いい人だけ釣りたいということで看板出さんとやる人も現実にはいるよ。これはこれでしようがないとしても、最低説明と求人票の控えを渡しなさいよということでいいと思うんだけどね。全般的に現金のプラカードを廃止するという風な方向に聞こえちゃう。

セ　そこは特に私どもも気を付けて整理をしていきたい部分なんですけれども。

→　だからあえて廃止する必要もないんじゃないかな、廃止する必要性が分からない。

セ　プラカードをなくすというご理解から、ご意見をいただきたいのですが。

→　うがった見方をすると、センターに縛り付けたいから、周辺で看板出してやってるところもこっちに来させたいから、そういうことをしたいということ。それはちょっと筋が違うと思うな。

有　それは契約の話ですね。

→　青空求人をなくそうとすれば、センターに引き付けないとしようがない。

→　でも青空求人は違法じゃないよ今は。

→　でもあそこの中に囲い込まないと管理できないじゃない。

→　それは職安さんが毎朝夜中も含めて巡回して指導すべきだろうと。

有　そこの部分は少し労働局さんにお話いただこうという風に思っているところです。

→　横着して、私たちの敷地以外でやるなというのはそれは根拠はないと思う。

→　だから現状２６台しか駐車場準備できません。周辺には４７台程度ありますと言っているので、周辺もあるというのは認識していて、それはそのままという話でしょ、とりあえずは。

→　でもゆくゆくは看板出さすことを止めさせたいということやからね。

→　いやいや、元々４７台は関知してないから、人数を御用聞きで聞いて回っていただけでしょ。看板を出しているか出していないか管理してない。

→　看板を召し上げるというところが理解できない。

→　今日の朝でも黄色い看板出しているところ何件かあるでしょ。

セ　寄り場の中で数社はございます。

→　寄り場というか周辺や、三徳のところとか萩小のところでも黄色い看板出してるところもあるし、表通りにもある。要するに売り手市場のときは黄色い看板が出てくる、仕事がなくなったら看板が下がると。だから労働者にとっては一つのメルクマールになる訳。黄色い看板が増えてくると仕事が増えたんだな、看板がなくなってくると仕事が減ってるんだなと、一つの目安になってる訳よね。だから原則は出してちょうだいという風に言うべきなんだよ。それをこの間からの議論で言うと、原則出さなくていいという風にまとめようとするから、それはちょっと違うんじゃないかな。やっぱり出す出さないは手配師の人の状況を見て、集まりやすいかどうかという判断で出したり出さなかったりするけど、ある程度出せるんだったら出してねというポジションは維持しておいた方がいい。

→　労働者の方も白い画用紙の私的なものよりは、一応センターの判子の付いてある黄色い方が安心感を持つんじゃないかなと思う。何らかの形でセンターも把握してるんだなということで、何かあったら相談行けるでしょ。画用紙だけのところなんか、相談も行けないわ、相談してもまともに相手してくれないとなっちゃいかねないからね。だからそういう意味ではできるできないは別にして、ちゃんと条件を把握して、黄色い看板をちゃんと発行して、それなりにたがをはめていくのがいいんじゃないかな、離れたところでやるにしてもね。という風に俺は思うけどもな。

セ　今までのプラカードについては、法律上の要件についてまだ不十分な点もありましたので、今回求人票ということで書式を統一しまして、労働条件の明示を統一してやっていきたいということで、センターとしてもきっちりと、その辺を確認したうえでご利用いただくということで。

→　センターがそれでチェックした看板を業者が勝手に貼り出そうが、貼り出すことについては何らおかしくないじゃない。

→　だから、プラカードが法的には不備がありましたと言うのであれば、Ａ４の求人票を貼り出すだけで済むだけの話でしょ。

セ　表示のやり方については、こちらの方が指導する立場にないので、事業所さんに説明しやすいやり方でやっていただこうと。

→　法的な問題がいろいろとあると思うけど、限りなく遵守する方向で行くんだろうけども、労働者にとって一番安心感が持てるような仕組みにしていかないといけない訳で、センターがやりやすいかどうかは二の次でいいと思うよ。

→　今のちょっとよく分からない。プラカードの掲示は前は指導していました、ただしそれは法にも何も基づいてなくて、求人の手法をセンターが指導することは元々根拠がありませんでしたということを言ってる訳なの。

セ　法律上の指導という意味では国さんの権限になると思うのですけれども、法律上というよりも一定の指導のやり方でさせていただく、ということはありますけれども。

→　でも、さっきのご説明ではそれはできない、自由にしてもらうしかないということは、この間の論議の中で確認できたんだからそうしたという説明に聞こえたけどね。

→　大雑把にしかできてないからちょっと気が引けるということかな。

セ　大雑把と言いますか抜けていた部分もございますので。

→　それは細かいものは労働者に渡せばいい訳でしょ。だけど車に黄色いポスターが貼っているというのは、労働者に対して、今仕事あるよというシグナルな訳でしょ。結構それを見て労働者は判断する訳なので、それは労働福祉センターが業者と労働者に提供するサービスとしては、有効なサービスだと。それを無視して引っ込める必要はないんじゃないの、前回からも何回も言ってるけどね。

有　Ａ４版の求人票の控えがある訳だから、それを貼り出せば済むだけの話ではないのですか。

→　今までと何が違うの。

有　実質のところは違わないんじゃないかと私は思いますけどね。

セ　より労働条件の細かいところが掲示されている。

→　この間聞いたらポスター１枚じゃ高くつくからという説明だったかと。

→　今はＡ３か、でもでかい方がみんな見やすいよね。

有　だから事業所はＡ３に拡大して使えばいいんじゃないの。それはいけないのかな。

→　センターが出すものだから嫌だと言うの。

→　だからそれを貼ってくれという権限がセンターにはないので、自由にしてくださいとしか言わざるを得ないとセンターは言ってるんやね。昔貼らせなあかんと言っていた根拠はないままやっていたということか。

→　昔は無届けで私的にやっているからあかんという話やったよね。

→　だからプラカードを貼らない者は来たらあかんよという話でやっていたと思うんだけどね。

→　それを我々も追い出してたよ。

有　労働条件を明示しなさいということは義務付けられていて、それを根拠にその手段として使っていたと。

→　明示の方法は口頭でも何でもいいというのが原則だと原則論を今さら持ち出した訳やね。

セ　目的はやはり労働条件の明示をより進めたいということではあるんです。

→　根拠なくてもいいから一言言ったらいいやん、なるべく貼ってねと。

有　そうですね。

有　本移転に向けてより高みを目指すという方向性にある訳なので、それをなだらかな現実を踏まえながらそちらへ近づけて行くという発想でしょうから、あまり急に高い角度で登らしたら駄目よ、もっと現実的にというようなね。

→　元々ぱらぱらでも貼っているものを貼らなくてもいいよと、わざわざ言わなくてもいいと言っているだけの話ですよ。高いところ目指せなんか誰も言ってないよ。１００％貼らなあかんとは言ってない。

→　誰のために高いところ目指すかや。本来は労働者のためだろうけどね。

→　前回からの話で比較的仕事はいっぱいあると。今年度は非常に求人がほぼ１年間センターの北側に乗用車が来て、途切れることがなかったんですよね。これは僕の経験からするとここ２０年間はほぼない。やっぱり大体は３月くらいに仕事があって、暑くなった８月くらいに仕事があって、後は求人がなくなるというパターンが多い訳じゃないですか。だから仕事がないというベースに転換してくると思うんだよね。例えば仕事が１人分しかないという時に１０人が来たという時は先着順になるの。ないしは１０人来たらくじ引きするとかそういうことを考えているの。仕事あるから仲を取り持って、みんな相談して上手いこと回すみたいな話ばっかりだったけど、仕事がまったくないという段階もあるんだけど。例えば１人しかない時に労働者が１０人来た場合とかそういうことは想定しているの。くじ引きでするの。

セ　基本面談いただいて、事業所さんに面談したうえで決めていただくと。

→　契約はそれでいいけど現金はそんなことできないでしょ。そんな時間ないでしょ。だから相対なのでね。紹介票もらって紹介するような時間ないから、直接募集しないといけないと認めざるを得ないとしてきた訳でね。良い悪いは別にしてね。仕事が少なかったら悠長にそれでもいいと思うよ。

→　現金でも寄り場でやる部分と、今の１階のステーションで来る者と、それが今までどおりありますよという話だよね。寄り場の駐車場でやっているのは、ともかく求人票を渡してきちんとやってね、寄り場内の業者が来た場合はマイクで呼んで現金求人もその場でやりましょうというくらいの話なんやね。

有　今の話でいいんですかね。

→　だからプラカードを発行してやらないというのが、経費がもったいないから発行しないのか、発行しなくてもいいということでやらないのか、よく分からないのよ。それだったらより好き勝手にやれということになりかねないから、できるだけ労働者が安心するためには、センターの判子付きの黄色とか緑色の看板の方がまだ縛りが効きやすいんじゃないかと思ったりするけどね。

セ　センターが確認するのは求人票で確認して、それを見ていただくということになります。

→　だからセンターに来れない業者も含めてね。

有　業者はＡ４サイズの求人票の控えを持っている訳ですよね。それを車に掲げても良いということですよね。業者がそれをプラカードの代わりに使いたいという風に思えば使ってもいいと。でもそれでは小さすぎるのではないかという意見もある訳ですね。それは、センターと大阪府がそこについてどういう意見を持ってらっしゃるのかは次にお聞きしようという話です。

→　プラカードの表示要件が求人票程詳しくない。だからそれを表示させるように言うと誤解を招く恐れもあるかも知れないということになれば、プラカードの中身を求人票と同じように細かくしたらいいだけの話ではないの。

有　紹介票の流れでいってるのでね。それを使ってということですね。

→　それか求人票を黄色にして渡して、これプラカードの代わりにしてというだけの話やね。

有　それについてご意見伺いたいんですけれども。

セ　現行それを試行的に、小さくなりますがＡ４版でご説明資料としてご活用いただければなと。そのことで、なかなか進まない現金での労働条件明示をしっかりと進めていただくように協力を求めたいという趣旨です。

→　説明資料として、サンプルとして車の前に置いておきなさいよと言ってもいい訳やね。

→　１枚で駄目になっちゃうだろ、逆に言ったら。５つぐらいの現場に別れていたら、労働場所だって全部書き換えないといけないよね。そこまで厳密に言うならね。

→　求人票を現場ごとに。

セ　そうではないです。例えば大阪市内とか。

→　神戸とかだったらどうするの。

セ　そこは現場が違ってきますので。

→　今だって、兵庫とか奈良とか周辺部の方が多いよ。

有　同じ業者でも現場によって求人票が違う。

→　大阪市内だって詳細に書かないか。

セ　現場ごとの表示になりますね。

→　そうだよね。

セ　はい。

→　１枚で収まらないよ。１０枚くらい貼り付けておかないと。

有　いずれにしてもこういう議論は大切ですから続ければいいですが、どれがうまくいくかというのは検証してみないと分からない訳で、効果があるようなものに変えていくということが前提ですよね。

→　今までのは大雑把過ぎて、逆に駄目だったということなのか。

有　ということ。

有　もっとしっかり労働条件を明示したいというのがまず基本なので。

セ　職業安定法上の絶対条件の明示をきちっと完結して出ていますので、それはそれで労働条件明示に問題はないと。

→　ないでしょ。

→　だったらそれでいいじゃない。さっき何か不都合があるみたいな話していなかったかな。

セ　ただ、これを機会により詳細な、もう少し求めておられるような中身をお伝えする機会にもしたいということで。

→　詳細は手元の資料で渡したらいいだけ。例えば土工一般はこういう条件だという形でいい訳だよ。ただ神戸の場合は工賃が付きますよとかね。

有　私が思うに、労働組合の皆さんは相対方式を批判しているという風に受け取っているから、それを弱点を克服したいということで提示してるんだと思いますよ。相対方式でいいんだということになると話がころっと。

→　相対そのものがね。今すぐなくせるならそれに越したことないよ。

→　それこそ本当にそれをやろうと思ったら、職安がちゃんと南職安で昔やっていたみたいに民間も全て紹介したらいいんだよ。これが正しい姿というものよ。ただそこまで高みを目指して一辺にできないから、もうちょっと何とかしようという話をしているとすれば、相対を認めるとか認めないとかいう話を今さら蒸し返してもしようがない。そこまで言うなら職安がやれということに戻らないといけなくなる。

→　センター要らんわということまで持ってこなあかんようになる。

→　それはあかんので、なるべくいい方法でやったらどうと。プラカードならプラカードを出しといて、細かいところは提示してと言っている訳で、何でそこまでプラカード出すのを嫌がるというか、そこまで指導するのを嫌がるのかよく分からない。

→　出さなくなったからというのと、改善されているというのは違うんだから。全く違うでそれは、はき違えたらいけない。

有　どうしましょう。センターさん、大阪府さん。

→　僕らはセンターに労働サービスを要求している。労働サービスをしてくれと言っている。

→　今ね、いろいろ話されていること、正直言って、私らあまり分からないです。でも、私明日仕事行きたい、朝仕事行きました、私でも分かるようにして欲しい。と言うのは初めての人も来る訳で、以前からあそこで仕事をしている人ばかりじゃないんです。そういう人たちが来ても分かるような方法で、それでいいのではないですか。あまり難しいことは考えずにね。

→　そういう意味では、パッと見て分かるのが安心。センターの判子をついとけばいい。

→　センター行きました、行けば分かりました、仕事カード貰って行きました。それでいいのではないですか。あまり難しいこと、今までよく知っている人ばかりが話しているから、何かよく分からない。

→　さっきの話引っかかるけれど、労働組合って、労働組合にもいろいろあるから、十把一絡げにせんとってな。

有　一般論でございます。

→　ならいい。いや、ここに出ている人の話している訳やろ。よその労働組合の話している訳やないやろ。十把一絡げにしたらあかん。

有　はい。ちょっと大阪府さんの見解を聞いておきたいと思います。

→　そこ基本に考えてもらったら割と簡単でいいですよね。

府　今お二方の委員におっしゃっていただいたのも、基本、詰まる所は労働者のために、どういう風に内容のある、分かりやすいものをお出しするかと。これが今から２年半ほど前、ちょうど仮移転に向けて、新たな仕組みについて３回、４回ほどご議論いただいたと思います。その時にセンターが考えましたのは、前にも私申し上げたかも知れませんけれども、センターは特段の別に権限がある訳ではないんですけれども、青空労働市場の解消に向けて、何とか労働者の方に、これまでいろんなご苦労のあった働き方について改善していこうということを、考えてきた中で今できる唯一のことというのは、従前のプラカード、法的には確かに満たしているのですが、でももっと、今おっしゃっていただいたような、出張した時の費用だとか食事についての考え方とか、その他にも費用はいりますよということも載せたいと。それらについては、いわゆる求人票に載っているんですよ。だから求人票に載っている中身を極力ご覧いただくようにしたいというのが、今回の新しい仕組みなので、おっしゃっていただいていることは一緒なんです。ただ、これまで黄色とか緑で分かりやすかったという風なことについては、やり方などをこれからも考えさせていただかないといけないと思うんですけれども、あえてそれをセンターの中にモニターで全部写すというようなことまでして、労働者の方に知っていただきたいという、この意気込みはちょっと買ってやっていただきたいです。やり方については、確かに、皆様からご意見いただいている方が、もしかしたら上手くいく場合があるかも知れないですが、今これを止めてしまうと、また昔通りに戻ってしまうんだろうと。ちょっとでも出していただける工夫で、センターが取り組みを進めるという部分だけは、まずはご理解いただきたいんです。厳密なこと言うと確かに、委員の方の中には、こう違うかとおっしゃりそうな気もするんですけれども。

→　いや、だから誰もセンターがやっていることを止めなさいとは言ってないよ。いいことやからやりなさいと言ってるんですよ。

府　ありがとうございます。

→　だけどプラカードだけ何でできないとか、進めへんとかいう話になるのって言うの。それはそれでやったらいいけれども、プラカードも残した方がより分かりやすいでしょと言っているだけの話ですよ。誰が否定しているんですか。

府　センターが事業所に対してお願いして行く取り組みの１つが、プラカードよりも内容の濃いものを、掲げてくださいとお願いしてまいります。これは、お願いベースでしかないけれども、地道に事業所の方にも働きかけてまいります。今までのプラカードという取り組みをさらに踏み込んで内容を提示していただくという意味では、多分４月になった時にそういうのをどんどん事業所さんに載せていただけたら、ああこのことを言っていたんやなと分かっていただけると思います。

→　細かい雇い入れ通知書めいた労働条件を書いたものを渡すので、それはそれでいい訳よ。だけど大雑把に分かるようなのも必要だよということを言っている訳よ。いくら丁寧に書いても、細かい字でこんなちっちゃな紙で、こそこそやっていても分からん人には分からないのでね。

府　引き続き分かりやすくしていただくという努力も再度、これからもやって行きます。

→　１つだけちょっと、言わしてもらうけれど、今のガード下にネーミング入っていますね。西成労働福祉センターって。入っているでしょう。あれの上になんで公益財団法人って書かないの。あれ事務所が移っただけでしょう。そんならちゃんと上に公益財団法人西成労働福祉センターってちゃんとネーミング入れるべき。今入っているでしょう。現の方には。なんで公益財団法人って書かないの。

有　何か理由があった訳ではないの。

セ　特に理由というか、見やすいというか。正面の方にある。

→　ちゃんと公益財団法人、例えば括弧して公財団法人って何で書かないの。今のセンターが移ったように労働者誤解してるよ。

有　ああ、建物全体が移ったかの如く誤解されているということですね。

→　うん。

セ　西成労働福祉センターというのは職業紹介をやっている名前というか。

有　いや古いセンターの正式名所を労働者の多くは知らないんです。

→　詐欺師のテクニックや。

有　だから労働福祉センターイコール建物全体のセンターと思っている人が多いので、そういうことですよね。

→　だって今も入り口もちゃんと書いてあるやないか。３階の方には。

有　だから事業やっている団体ですよという風に、公益財団法人っていうのを付けるのが望ましいと。

→　きちんと書くべきです。入れるべきです。

有　おっしゃる通りです。まあ、すぐには対応できないかと思いますが。

府　北側にはありますよね。

セ　ええ。北側には表示していますので。

→　北側。

有　改善を可能であればしていただいて。

セ　ええ、今委員が入っていただいている所です。

→　ほんなら大きい所にも書かなあかんわ。そこにも書かなあかんわ。

有　はい。ご指摘ありがとうございます。求人票の話ですが、求人票については労働条件明示する形で、業者、そして労働者に渡すと。あと仕事を探す労働者のために、求人票をどれくらい拡大するかはいろいろと議論がありましたけれども、労働者に分かりやすいように示す。これも意見としては一致していると思います。その示し方のところでもう少し工夫が欲しいと。そういう強い要望をいただいたかと思います。そういう意味では西成労働福祉センターさん、そして大阪府さんの方でそれに答えるような対策対応をお願いしたいと思います。

　　次に行きます。４つ目の本移転施設の配置について、先生これまでの議論まとめを少し時間ないけれどもよろしくお願いいたします。

有　はい、よろしくお願いします。時間が余りありませんので、資料、この資料と同じものが入っています。この間ですねご議論いただきまして、本移転に関する検討図ということで、一定のですね、今年度のまとめといいますか、整理していこうということで、今回まとめています。７ページ目にですね、一応ボリューム検討ということで、この間やってきたものについての整理が、７，８ですね、７ページ８ページにさせていただいておりまして、覚えておられると思いますけれども、２０１８年１１月２６日の資料がこの３ページ目のものです。どういうボリューム検討できそうかということで、北側、新今宮の駅側、それから南側、真ん中の案ですね。そういうものについていろんなパターンがありますよと。それから広場とかですね、空間、余地、建物以外のところっていうのもいくつかの配置パターンがある。パーキングのパターンもいろいろありますよっていうことで、１８年１１月２６日にまず検討したと。それを受けて委員の皆さんからいくつか、もう少し具体的な建物イメージも含めて、提案してもらえないかということで、一応南案、北案というものを出させていただいています。それがこの８ページのものなのですが、それに加えてもう少し、東側案というのもあるんじゃないかということで、東側案というものを前回出させていただいたということです。まず振り返りですけれども、南側案っていうのはこういう形ですね。こちら右側が新今宮駅になりまして、一応大きなこのセンター土地がありますが、いわゆる北側に多目的広場といって大きな駐車場兼、駐車場使う時間もありますが、いろんな使い方を議論しましょうということで、大きく広げた案です。したがって南側に施設ができると。労働施設以外のものも検討してはどうかという意見がありましたので、ここにはそれぞれ様々なものを追加して入れていくというというのは、１つの可能性として出しています。あと技能講習ゾーンがあって、新萩の森が南側にあります。で、そことの関連も考えていきましょうということです。基本的に北側が３，６００平米で、南側が５，６００平米になります。労働施設が１，２００平米ということになっていますが、２階部分が３５０平米ということで計画しました。もともとこの南案というのは、この検討会議で中心的に出てきた案でもあります。行政によってですね、合築型で低層施設の計画をして欲しいということがありましたので、こういう提案になっております。あとどういう風にデザインしていくかはこれからの議論になります。北側の多目的広場の使い方としては、先ほども申し上げましたように労働施設として使う駐車場の部分もあるし、それ以外ですねイベントであるとか、様々な使い方ができるようにしてはどうか、駅前でもあるので、駅前広場としての可能性もあるだろうと。ただしこの時に出てきたのが、この広場が最終的に行政によって民間に売られてしまうと、いうことになっては元も子もない。これが一体的に計画するための１つの案として出して欲しいというのが、この南側案ということです。ですからバスターミナルとして運営することもできるだろうし、屋台村みたいなこともできるのではないか、というご意見をいただいていたんですね。それから北案です。北案については、北もできるんじゃないかというご意見ありましたが、ここの場合はですね、社会包摂性を持った労働機能、地域機能、地域の賑わい創出機能がダブルエンジンになるというのが１つのテーマでしたので、民営、民設公営型の施設計画案ということで提案しています。北側の１階に施設共同駐車場と労働施設を配置する。２階に地域施設とか利便施設、南海新今宮駅との連結を目指そうというものです。上階は民間事業者により持続可能な連携施設を検討したらどうかっていうのがこの案です。ちょうど新今宮駅がこの右側です。そして新今宮の駅から通したいよねっていう話はかなり出ていますので、ここがもし通せるんであれば、ここに降りて行ってもらうというのは一つの大きな提案としてはあり得るんじゃないか。あとはですね、ここは駅前の広場にもなりますし、南側は緑地広場にしていく計画です。これはあくまでイメージですけれども、この上の部分をどう使うかは民間業者も入ってもらうと。そういう業者はいるかというのは別ですけれども、そういう検討をして行く。その代わり南側がかなり大きな広場機能を持つことができるんじゃないかっていうのが北案であります。それからもう１つ提案として最後に出てきましたのが東案っていうもので、北案と南案では車の導線とか駐車場の位置、東側には地域としてもいろいろな施設があるってことで、少しですね車の交通の問題とか、音の問題とか色々懸念されることもあるんじゃないかっていうご意見もいただいていますし、そのあたりですね、東側でもしやるとすればっていうことで、こっちが東側です。東側に縦長の施設を作るっていう計画になっていまして、この場合ですね、駅裏部分とつながることもできますけれども、このまま細長い敷地を形状としては作らないといけない。後、逆にこの細長い広場ができますので、これをどう計画していくか。ということになっていくかと思います。これについても駅に近いですので、いわゆる上に積むことは可能ですが、基本的には１階２階の部分で完結させて、あとどれだけ積めるかについては、今後の検討になるかと思います。これも北側案と同様の提案になっています。あと道路ですね、駐車に関しては、今尼平線からの入り、入った時にですね、あとロータリー型で進めるという案は南側案でも北側案でもできるかと思いますので、あるいはこの東側を通さないということもこの敷地の中で縦断させると可能ではないかなと思っている所です。ただしこの場合ですね、どうしても細長い建物になりますので、敷地を分筆してそれぞれを別の、府とか国とか市とかが持つということがしにくくなってくる部分もありますので、敷地の整備というのか、管理運営どうするのかというのはセットで考えないといけない。あと細長い建物、誰が管理運営していくかについても、懸念は検討しなければならないといけない課題だとなるかと思います。こういう皆さんからのご意見を受けてですね、一応今回３月末、３０年度の概要版、取りまとめとして提案させていただきたいと思います。あとこれをどう具体化していくかというのは、この提案を基にもう少し踏み込んだ内容とか、中身の機能からもう少し議論を進めていかないと、これ以上なかなか進みにくい部分もありますので、今回はボリュームと配置についての検討ということで出させていただいたということになります。以上です。

有　はい、ありがとうございます。施設配置にゾーニングについては、基本、皆様方に提案いただいて、また有識者の方でまとめていただいたこの３つの案を、まあ現時点の案として取りまとめるようにしたいと思っています。４月以降、さらにどこかに絞っていく。そしてまた、どんな機能をそこに上手に盛り込んでいくのかというところの議論がありますが、それも４月以降皆さん方と一緒にやっていきたいと思っています。もし簡単な質問で何かあればと思いますが。いかがですか。

→　労働施設ってずっと、みんなが言ってきたんだけどね、仮移転した時に失われたものって、労働者の立場からすると、娯楽室がなくなったとか、将棋室がなくなったとか、シャワーがなくなったとか、そういう意味で労働者の利用する空間もなくなったということなんで、それを復元して欲しいっていうのが、本移転の場合ね。復元して欲しいという意味で、労働施設っていうのは仮移転も含めてだけど、事務機能だけなのか、管理事務機能だけ移転しているというイメージが非常に強いんだよね。失われた労働者の福祉的要素の建物を建てて欲しいと思うので、名前もね、労働施設ではなくて労働福祉施設の復元という風にしてもらえないかなと。

有　いいと思いますね。

有　おっしゃることよく分かりますし、我々必ずしも福祉を切り捨てて労働だけだという風には全然認識していません。ただ、たまたま名称がこうだっただけだとご理解いただければという風に思います。

→　今切り捨てるところやんか。水飲むところもないやんか。

有　空間が狭いのでね。

→　水飲むところもないやんか。

有　それを回復させるために、労働福祉って呼び方にしたらっておっしゃってる訳です。

→　今もそれちゃんと作らなあかんと言ってんねん。

有　はい。それはぜひとも行政の方にも申し伝えたいという風に我々も思っております。

有　あの委員、ずいぶん前に早くボリュームスタディやってくれっておっしゃってましたよね。

→　うん。

有　こうやってボリュームが入った分、委員は初めてですよね確か。そうでもないですか。

→　いや２回目になるかな。

有　ようやくお待たせしましたという感じなので、どういう風にお考えかなと思ったものですから。

→　そうですね。北側説と南側説と、この段階では見てもいますけどね、東側説っていうのがもう一つ追加されたっていうので、いいと思いますけれども。ちゃんと考えてはいるんだなと。ちょっと安心しました。

有　ありがとうございます。それからお二人の委員がおっしゃられたような、労働者の福祉につながるようなものも、もちろん今後いろいろ提案いただいて、それを充実させていきたいという思い、それは少なくとも我々有識者のところでも共有している願いでもあります。それを皆さんとともに具体的な形にしていきたいという風に思っております。よろしくお願いいたします。また、仮移転施設狭いので、それほど充実した福祉に叶うものって、実はあまりないんですけれども、今おっしゃられた水をきちんと飲める場所とかですね、可能な範囲で設備を追加的に作っていくと、という風なこともしっかり議論進めていきたいという風に考えております。

→　今そうやって、お二人の委員がおっしゃってましたけれども、もしそういう福祉的な要素をきちっと認めて、そういうのを作っていこうという風になると、今いるメンバーじゃちょっと足らなくないですかね。やっぱり大阪市にきっちり出てきてもらわないと、ダメなんじゃないですかね。

有　分かります。おっしゃる通りです。

→　その場その場で来るだけという大阪市さんの態度を改めてもらわないと。

有　よくお伝えしておきます。ありがとうございます。時間押していますので、次に進ませていただきたいと思います。お手元にＡ３の用紙あるかと思いますが、平成３０年度労働施設検討会議議事のあらまし案ということです。大阪府さんから。

府　はい。これ３０年度の会議の中で議論した中身をここにまとめております。１ページから３ページまではこれまでの議事の内容をピックアップしております。４ページ目、５ページ目を開いていただきますと、今の仮移転施設について４ページ目が西成労働福祉センター、５ページ目がですね職業安定所という形で現状の外観や室内の写真で掲載しております。そして６ページ目に行きますと本移転に向けた機能整理一覧ということで、２９年からご議論いただいた内容をまとめた一覧という形で６月２５日にまとめさせていただきましたものとなります。そして７ページ目、８ページ目につきましては、今有識者の方からご説明いただいたシミュレーション案ということで、簡単ではございますが、３０年度の議論のあらましという形でＡ３にまとめさせていただきました。資料につきましてはこういう形でなっております。以上です。

有　はい。ありがとうございます。この１年やったことが、ここにまとめていますので、また皆さん方お目通しいただいて、お気づきの点があれば４月の会議で捕捉いただければと思います。よろしいですか。

→　あいりん職安の塀の一部に槍状のものが出ていて、危ないからあれ撤去してくれと言っているけど、あれはなんであんな槍状のもの一部につけているの。塀の上に。

国　庁舎管理というか、現金を扱うところなので。

→　え、何を扱うの。

国　現金を扱うところなので、侵入防止ということでさせていただいております。

→　北と南にあるやん。南の方も現金使うの。

国　南の方も消防用の空地ということで、整備させてもらっているんで。あそこも普段は立ち入られると、非常に市さんからもいろいろと言われますもので、緊急時にちゃんと場所を確保しておきたいということで、つけさせていただいているということです。

→　あんなとこ誰も入らへんでしょう。

国　誰も入らないことを願っているんですけれども、一応つけさせていただいている。

→　一部だけやから、他の所登って入れん訳ではないがな、あそこへ。せやろ。そんならあんなとこに槍状のもの立ててること自体がおかしいがな。

有　あってはいけないんですか。

→　うん。労働者を寄せ付けないという雰囲気あるもん。寄せ付けてもらわなあかんがな。あいりん職安には。

有　はい、というご意見です。事務局から報告があるので、次に行きたいと思います。報告事項よろしくお願いいたします。

府　はい。去る第３６回の１２月２０日の会議において、現センターが３月に閉まるということで、物をいっぱい置かれて山積みになったり、不法投棄でゴミ捨て場になる可能性があるよと。そこに火をつけられたら困るでしょということで、現施設の閉鎖後の対応について、不法投棄及び防火対策として、現センター敷地内の清掃等につきましては、大阪府、国さんと併せて最終調整中で動いている状況でございます。現施設閉鎖後の対応について現状そういう形で動いております。

有　はいありがとうございます。

府　これを持ちまして、第３９回の労働施設検討会議を終わらせていただきます。本日はどうもありがとうございました。